3,000m²以上の土地改変 (土地の形質の変更)を行う皆様へ

土地の形質の変更(3,000m²以上)を行う場合には、 土壌汚染対策法に基づき、工事着手日の30日前までに 形質の変更を行う者による都道府県知事への届出が必要 です!

- ・<u>形質変更面積</u>は、土地の<u>掘削・盛土の別や深さにかかわらず面積算入</u> する必要がありますのでご注意ください。
- ・<u>以下の(1)~(3)の全てに該当する場合などは届出対象外</u>ですが、土壌の飛散・流出を防止するための対策などが必要となりますのでご注意下さい。
- (1) 形質変更の区域外へ土壌搬出がない
- (2) 形質変更に伴い、周辺への土壌の飛散・流出が生じない※
- (3) 形質変更が深さ50cm未満

※ (2)の具体的な施工例

- ・場内使用の重機・車両のタイヤ、車体等に付着した土壌を形質変更区域外へ出 さない対策がなされていること。(土壌の洗浄水等は汚水処理施設を設置して適 切に処理すること。)
- ・掘削した土壌を形質変更区域内に一旦仮置きする場合には、土壌の飛散・流出を防止するための措置が講じられていること。
- ・掘削作業中に発生する粉塵の状況を把握するため、必要に応じて粉塵測定を行うとともに、良好な周辺環境の確保に配慮すること。

お問い合わせ・届出先

兵庫県 農政環境部 環境管理局 水大気課 産業排水・土壌係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 電話:078-341-7711 内線3389、3390

メール: mizutaiki@pref.hyogo.lg.ip

HP アドレス:兵庫の環境「土壌汚染対策法」

http://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/JPN/apr/todoke/dojyou/O_dojyou_top.html (「兵庫県 土壌汚染対策法」で検索してください)

注)神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、加古川市、明石市、宝塚市の各市内の 土地については、各市の土壌汚染対策担当部局にお問い合わせください。

【改正土壌汚染対策法の概要】~土地の形質変更関連~

1 土地の形質変更(3,000m²以上)の事前届出

土地の形質変更を行う者は、形質変更に着手する日の30日前までに都道府県知事へ届出

※ 土地の形質変更とは 土地の形状を変更する行為全般のこと。盛土のみの場合は届出不要。

2 土壌汚染状況調査の実施

- 都道府県知事は、1の届出を受け土壌汚染のおそれがあると認める場合、土地所有者等に土壌汚染状況調査の実施を命令
- 土地所有者等は調査結果を都道府県知事へ報告

3 要措置区域、形質変更時要届出区域の指定

都道府県知事は、2の調査結果で土壌汚染が明らかであり、

- 健康被害が生じるおそれがある場合
 - → 要措置区域に指定
 - ・汚染の除去等の措置を土地所有者等へ指示
 - ・土地の形質変更は原則禁止
- 健康被害が生じるおそれがない場合
 - → 形質変更時要届出区域に指定
 - ・土地の形質変更を行う者は、形質変更に着手する日の14日前までに都道府県知事へ届出

4 汚染土壌の搬出等に関する規制 等

- 〇 要措置区域外・形質変更時要届出区域外へ汚染土壌を搬出する 者は、搬出に着手する日の14日前までに都道府県知事へ届出。
- 〇 その他、運搬に関する基準、汚染土壌処理業許可、処理に関する基準、管理票の交付などの規定あり。

5 土地所有者等の申請に基づく規制対象区域の指定

土地所有者等による自主調査において土壌汚染が判明した場合、 都道府県知事は、土地所有者等の申請に基づき、要措置区域又は形 質変更時要届出区域として指定することができる。